

「福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領等について」の一部改正新旧対照表

新	旧
福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領 1 略 2 事業の内容 一 実施主体 実施主体は、都道府県とする。 二 対象サービス 対象サービスは、次のいずれかに該当するサービスとする。 ア 新体系サービス 居宅介護、重度訪問介護、<u>同行援護</u>、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助 イ～エ 略 三 略 3～14 略 （附則） この事務処理要領の一部改正は、平成22年4月1日から適用する。	福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領 1 略 2 事業の内容 一 実施主体 実施主体は、都道府県とする。 二 対象サービス 対象サービスは、次のいずれかに該当するサービスとする。 ア 新体系サービス 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助 イ～エ 略 三 略 3～14 略 （附則） この事務処理要領の一部改正は、平成22年4月1日から適用する。

新

(附則)

この事務処理要領の一部改正は、平成23年10月1日から適用する。

別紙 1

サービス毎に定める交付率

キャリアバス要件等の適合状況に関する区分

- ① 5の一及び二をすべて満たす対象事業者
② 5の一又は二のいずれかを満たす対象事業者
③ 5の一及び二のいずれかを満たしていない対象事業者

サービス種別	キャリアバス要件等の適合状況に応じた交付率		
	①に該当 (ア)	②に該当 (イ)	③に該当 (ウ)
居宅介護	15.5%		
車庫訪問介護	8.0%		
巡回介護	15.5%		
行動支援	10.7%		
療養介護	1.0%		
生活介護	2.0%		
夜間サービス	6.2%		
短期入所	※		
重複障害者等包括支援	0.1%		
共同生活介護	4.7%		
施設入所支援	2.8%		
自立訓練(機能訓練)	3.5%		
自立訓練(生活訓練)	2.3%		
就労移行支援	2.7%		
就労継続支援A型	2.5%		
就労継続支援B型	2.0%		
民間生活援助	0.0%		
居宅介護支援事業	2.2%		
居宅介護支援事業A型	2.1%		
居宅介護支援事業B型	2.0%		
居宅介護支援事業C型	2.0%		
居宅介護支援事業D型	2.0%		
居宅介護支援事業E型	2.0%		
居宅介護支援事業F型	2.0%		
居宅介護支援事業G型	2.0%		
居宅介護支援事業H型	2.0%		
居宅介護支援事業I型	2.0%		
居宅介護支援事業J型	2.0%		
居宅介護支援事業K型	2.0%		
居宅介護支援事業L型	2.0%		
居宅介護支援事業M型	2.0%		
居宅介護支援事業N型	2.0%		
居宅介護支援事業O型	2.0%		
居宅介護支援事業P型	2.0%		
居宅介護支援事業Q型	2.0%		
居宅介護支援事業R型	2.0%		
居宅介護支援事業S型	2.0%		
居宅介護支援事業T型	2.0%		
居宅介護支援事業U型	2.0%		
居宅介護支援事業V型	2.0%		
居宅介護支援事業W型	2.0%		
居宅介護支援事業X型	2.0%		
居宅介護支援事業Y型	2.0%		
居宅介護支援事業Z型	2.0%		

サービス種別	キャリアバス要件等の適合状況に応じた交付率		
	①に該当 (ア)	②に該当 (イ)	③に該当 (ウ)
知的障害児施設	2.0%		
自閉症児童施設	2.0%		
知的障害児通園施設	3.3%		
児童施設	3.8%		
障害児施設	3.5%		
障害児通園施設	1.1%		
障害児通学施設	2.1%		
障害児通学施設	4.0%		
障害児通学施設	2.0%		
障害児通学施設	1.8%	(ア)の率 × 0.9	(ア)の率 × 0.8
精神障害者入所施設	2.3%		
精神障害者通所施設	2.0%		
精神障害者生活訓練施設	2.2%		
精神障害者福祉ホーム(施設)	3.1%		
精神障害者福祉工場	3.0%		
知的障害者福祉工場	3.1%		
知的障害者福祉工場	2.0%		
知的障害者福祉工場	0.2%		
知的障害者福祉工場	0.3%		
知的障害者福祉工場	0.0%		
知的障害者福祉工場	2.2%		
知的障害者福祉工場	2.1%		
知的障害者福祉工場	2.1%		
知的障害者福祉工場	2.3%		
知的障害者福祉工場	2.4%		
知的障害者福祉工場	2.0%		
知的障害者福祉工場	2.1%		

※ 短期入所(併設型・定住利用型)については、本施設の交付率を適用することとし、短期入所(単独型)については、生活介護の交付率を適用する。

(その他の交付率については、事務処理要領の6のとおりとする。)

別紙様式 2 ～ 6 略

旧

別紙 1

サービス毎に定める交付率

キャリアバス要件等の適合状況に関する区分

- ① 5の一及び二をすべて満たす対象事業者
② 5の一又は二のいずれかを満たす対象事業者
③ 5の一及び二のいずれかを満たしていない対象事業者

サービス種別	キャリアバス要件等の適合状況に応じた交付率		
	①に該当 (ア)	②に該当 (イ)	③に該当 (ウ)
居宅介護	15.5%		
車庫訪問介護	8.0%		
巡回介護	16.7%		
療養介護	1.0%		
生活介護	2.0%		
夜間サービス	5.2%		
短期入所	※		
重複障害者等包括支援	0.9%		
共同生活介護	4.7%		
施設入所支援	2.3%		
自立訓練(機能訓練)	3.5%		
自立訓練(生活訓練)	2.3%		
就労移行支援	2.7%		
就労継続支援A型	2.5%		
就労継続支援B型	2.0%		
民間生活援助	0.0%		
居宅介護支援事業	2.2%		
居宅介護支援事業A型	2.1%		
居宅介護支援事業B型	2.1%		
居宅介護支援事業C型	2.3%		
居宅介護支援事業D型	2.4%		
居宅介護支援事業E型	2.0%		
居宅介護支援事業F型	2.1%		
居宅介護支援事業G型	2.0%		
居宅介護支援事業H型	2.0%		
居宅介護支援事業I型	2.0%		
居宅介護支援事業J型	2.0%		
居宅介護支援事業K型	2.0%		
居宅介護支援事業L型	2.0%		
居宅介護支援事業M型	2.0%		
居宅介護支援事業N型	2.0%		
居宅介護支援事業O型	2.0%		
居宅介護支援事業P型	2.0%		
居宅介護支援事業Q型	2.0%		
居宅介護支援事業R型	2.0%		
居宅介護支援事業S型	2.0%		
居宅介護支援事業T型	2.0%		
居宅介護支援事業U型	2.0%		
居宅介護支援事業V型	2.0%		
居宅介護支援事業W型	2.0%		
居宅介護支援事業X型	2.0%		
居宅介護支援事業Y型	2.0%		
居宅介護支援事業Z型	2.0%		

サービス種別	キャリアバス要件等の適合状況に応じた交付率		
	①に該当 (ア)	②に該当 (イ)	③に該当 (ウ)
知的障害児施設	2.0%		
自閉症児童施設	2.0%		
知的障害児通園施設	3.3%		
児童施設	3.8%		
障害児施設	3.5%		
障害児通園施設	1.1%		
障害児通学施設	2.1%		
障害児通学施設	4.0%		
障害児通学施設	2.0%		
障害児通学施設	1.8%	(ア)の率 × 0.9	(ア)の率 × 0.8
精神障害者入所施設	2.3%		
精神障害者通所施設	2.0%		
精神障害者生活訓練施設	2.2%		
精神障害者福祉ホーム(施設)	3.1%		
精神障害者福祉工場	3.0%		
知的障害者福祉工場	3.1%		
知的障害者福祉工場	2.0%		
知的障害者福祉工場	0.2%		
知的障害者福祉工場	0.3%		
知的障害者福祉工場	0.0%		
知的障害者福祉工場	2.2%		
知的障害者福祉工場	2.1%		
知的障害者福祉工場	2.1%		
知的障害者福祉工場	2.3%		
知的障害者福祉工場	2.4%		
知的障害者福祉工場	2.0%		
知的障害者福祉工場	2.1%		

※ 短期入所(併設型・定住利用型)については、本施設の交付率を適用することとし、短期入所(単独型)については、生活介護の交付率を適用する。

(その他の交付率については、事務処理要領の6のとおりとする。)

別紙様式 2 ～ 6 略